

【教習期限等、延長のお知らせ】

警察庁等の通達により、下記の通り各期限の延長が可能となりました。

【教習期限】

- ・『当教習所の休業期間分』が延長されます。

ご自身の教習期限に、当教習所の『コロナウイルス感染症に係る休業期間』の日数分を加算した日まで延長されます。

※ 教習生がコロナウイルス感染症に感染し、又は感染の恐れがあり教習を一時中断した場合等、コロナウイルス感染症に関して公安委員会がやむを得ない理由として認めた場合も延長の対象となります。

(注)教習生の怪我や、コロナウイルス感染症以外の病気等の理由による適用はできません。

【仮運転免許証】【修了証明書】【卒業証明書】の期限

- ・『緊急事態期間分』が延長されます。

各有効期限の末日に、『緊急事態期間分』の日数分を加算した日まで延長されます。

(注)各証明書とも、有効期限の末日までに申請手続きが必要となります。

当所の休業期間内に有効期限の末日を迎える方は、恐れ入りますが下記までご連絡下さい。

その他期限等、ご不明な点がございましたら、お気軽に問い合わせ下さい。

安中自動車教習所

TEL 027-382-1562